

精華町教育委員会会議録

平成25年（第2回）

- 1 開 会 平成25年2月22日(金) 午前 9時30分
閉 会 平成25年2月22日(金) 午後 0時20分

- 2 出席委員 伊藤委員長 中谷委員 大竹委員 蓑毛委員
太田教育長 (欠席委員なし)

3 出席事務局職員

木原教育部長 竹島学校教育課長
村川生涯学習課長 永井総括指導主事
土井学校教育課主幹

- 4 傍聴者 なし

5 議事の概要

(1) 開会

委員長から第2回教育委員会の開会を宣言。

(2) 議決事項

- ア 第1号議案、平成25年3月精華町議会定例会提出議案に係る意見
聴取について

【提案説明】 (教育部長)

平成25年3月精華町議会定例会提出議案について、精華町長より
地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、
精華町教育委員会の意見を聴取されているため、提案。

【提案概要】

平成24年度補正予算(第7号)の内容は、国の大型補正予算に係
る学校施設環境改善交付金を活用し、教育環境整備、特に学校の耐震
化事業が前倒しとなったことから、山田荘小学校体育館の屋根及び精
華南中学校体育館の天井部材の耐震化を前倒しで進めるもの。

山田荘小学校の耐震化は、補正額1億155万5,000円。精華南中学校
は、補正額4,335万4,000円で、合計1億4,490万9,000円の補正。今回
の補正予算はほとんどが地方債での対応となり、一般財源の負担がな

いというメリットもある。

【委員の意見】

なし

【採決】

全員挙手により原案どおり決定

イ 第2号議案、平成25年3月精華町議会定例会提出議案に係る意見聴取について

【提案説明】（教育部長）

平成25年3月精華町議会定例会提出議案について、精華町長より地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、精華町教育委員会の意見を聴取されているため、提案。

【提案概要】

平成24年度補正予算（第8号）の内容は、平成24年度事業が完了もしくは完了見込みであることから、不用額等の減額。厳しい財政状況であるので基金に積立てる予定。

教育委員会関係では2,729万9,000円の減額。主な減額内容は、人件費の減額、精華中学校の設計業務委託料の入札執行残による減額、私立幼稚園児の減少に伴う減額。社会教育費については22万6,000円の増額。これは、4カ所の神社、お寺の文化財の保護に関して、京都府の補助金額が確定したことにより町からの助成が決定したための増額。

【委員の意見】

なし

【採決】

全員挙手により原案どおり決定

ウ 第3号議案、平成25年3月精華町議会定例会提出議案に係る意見聴取について

【提案説明】（教育部長）

平成25年3月精華町議会定例会提出議案について、精華町長より地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、精華町教育委員会の意見を聴取されているため、提案。

【提案概要】

平成25年度精華町一般会計予算の内容は、財政調整基金3億8,900万円を活用し、115億3,000万円の予算編成。このことにより、財政調整基金の残高が3億円弱と枯渇状態になり、平成25年度の補正予算並びに26年度の予算編成にも支障を来すような事態となっている。

町全体では、安全で安心なまちづくりを推進するため、精華中学校並びに消防庁舎の改築に向けた実施設計、夏の豪雨の教訓を受けた排水対策など、選択と集中による事業を執行する予定。その中でも、近年、扶助費が増加傾向で、町の経常経費の状況は非常に厳しい状況である。

教育費全体では12億7,538万1,000円で、24年度当初予算と比較して2,991万8,000円の減額。学校教育については10億5,061万6,000円、24年度当初と比較して2,674万2,000円の減額。教育委員会の関係経費は134万4,000円で、隔年実施の管外研修を含め若干の増額となっている。特別支援員については町単費で約15名、2,800万円の予算を確保した。いじめ、不登校対策では、小学校へのスクールカウンセラーを週1回配置で455万円、学校図書館司書は、配置時間は若干減少したが週2回を確保し250万円、その他学校教育に関わる予算を確保した。

生涯学習関係は、2億2,476万5,000円で、24年度と比較して317万6,000円の減額。社会教育充実のための社会教育指導員を継続配置として273万円。各種講座等の実施で882万5,000円。精華南中学校、精華中学校で実施している学校支援地域本部事業、5小学校で実施するまなび体験教室事業等の予算を確保した。

図書館活動では、精華町史の監修者である（故）門脇先生所蔵の図書書の寄贈を受け、門脇文庫を開設する予算として90万円。日本国内で門脇文庫、門脇先生の本は精華町にしかないという文庫を開設する予定。

町立体育館等スポーツ施設については、体育協会への指定管理の経費として指定管理料4,600万円、むくのきセンターの防犯カメラ等の修繕や運動機器の改修で合計5,801万4,000円。

【委員の意見】

- ・小学校にスクールカウンセラーが配置されるのは非常にいいと思う。1日4時間、週2回配置されると保護者との連携が密になると思う。小学校での相談活動が充実すると、卒業後もその先生に相談するケースはあるが、中学校に行けば中学校のスクールカウンセラーに相談するようにするための環境整備が必要。例えば3年程度で学校を回り1箇所にも長期間同じカウンセラーを配置しないようにするなどの方法も検討してもらいたい。（中谷委員）
- ・特別支援できめ細かい配慮をしてもらっているが25年度の受け入れの状況はどうか。（伊藤委員長）
- ・学校を見学した時、授業の空き時間に先生が校内を見回っていたが、増員はあるのか。（大竹委員）
- ・学校支援員や介助員は24年度は何人いたのか。予算が減っているが時間が減っているのか。（大竹委員）

【事務局】

- ・国から、特にいじめ対策として、スクールカウンセラーの配置を充実させていくことが出されている。中学校では府からの配置があるが、小学校への配置がないため、町単費で配置している。利用率が上がっていることから中学校と小学校で連携し、充実させていく。（教育部長）
- ・各学校からの支援員配置希望は19名。保育所・幼稚園からの情報をもとに、小学校から配置要望はあったが、4月からの配置でなく、状況を見ながら年度途中の配置や学年が上がることで状況が変わることも考えられること、支援学校へ行くこともあることから、緊急的な対応もできるような配分で配置していきたい。学校も対応に努力されている。（教育部長）
- ・24年度は途中配置を含め15名の配置。（教育部長）

【採決】

全員挙手により原案どおり決定

- エ 第4号議案、平成25年度小・中学校校長及び教頭に係る人事異動の内申について

本件は人事に関する内容であり、精華町教育委員会会議規則第16条の規定により非公開とすることができるため会議に諮られ、異議なしとしてこの議案については非公開となった。

- オ 第5号議案、児童・生徒が就学する学校を指定する規則一部改正について

【提案説明】（教育部長）

土地の分筆に従い、学校区を指定するため、この規則の一部改正を提案。

【提案概要】

・別表第1、精華台小学校の項中「70番地4、70番地5」を「70番地1から70番地7」に、「29番地4」を「から29番地8」に改める。

詳細は、新旧対照表のとおりで、開発等に伴い1から7まで番地が増加、長利ヶ谷29番地1、4についても1から8に増加したものである。施行期日は、平成25年4月1日。

【委員の意見】

・特になし

【採決】

全員挙手により原案どおり決定

- カ 第6号議案、精華町立図書館運営規則の一部改正について

【提案説明】（教育部長）

精華町立図書館の館外貸出しに係る運用の変更に伴い、この規則の一部改正を提案。

【提案概要】

・改正内容は、第9条で「せいちょうみんカードこうふうしんせいしょ」と、従来は漢字であったが、小学生以下の子どもにとって漢字が読めないため、平仮名表記に改正。第12条で個人の貸出冊数をこれまで6点としていたが、利用者のニーズアンケートの結果を反映し、10点に改正しサービスの向上を図る。また、法規文書として文言の統一を図るための文言整理。

施行期日は、平成25年4月1日。

【委員の意見】

・特になし

【採決】

全員挙手により原案どおり決定

キ 第7号議案、平成25年度精華町学校教育・社会教育指導の重点について

【提案説明】（教育部長）

精華町教育委員会基本規則第16条の規定により、平成25年度精華町学校教育及び社会教育の基本方針を定めるため、精華町学校教育・社会教育指導の重点を作成したいので提案。

【提案概要】

学校教育指導の重点の改正として、

・「新しい学習指導要領」について、平成24年度に中学校の指導要領が変わったため、「新しい」を記述したが、25年度は「新しい」を削除した。

・「3 豊かな人間性をはぐくむ教育の推進」（3）のいじめ、不登校等の内容の記述で、これまで不登校、いじめ、児童虐待等を一括で記述していたが、近年の状況から、いじめ問題について項を起こし、（4）でいじめの問題についての指導の重点を定めた。それに伴い、（3）の「不登校やいじめ、児童虐待」を「不登校や児童

虐待」に変更した。

- ・ 亀岡での事故を受け、新たに（８）に交通安全についての対策等の重点を定めた。また、（７）については、防災関係の危機管理について、児童・生徒の命と安全を守る、みずからの役割について行動できる力をはぐくむ教育の充実を図るということで、強調した記述に変更した。

- ・ （４）のいじめの問題の事項、（８）の交通安全の事項を加えたことにより番号が繰り下がった。

社会教育指導の重点の改正として、

- ・ 「３ 家庭・地域社会の教育力の向上」の（３）の文言を整理し、家庭教育の支援の充実に努めることを強調した。

- ・ 「４ 文化・スポーツの振興」の（２）で「多目的に利用できるスポーツ交流広場の整備を図る」という文言を、２４年度で広場の整備が完成したことにより削除した。

- ・ （３）の文化・スポーツ賞の関係について、趣旨等を記載した。

- ・ 「５ 図書館の充実・子どもの読書環境づくりの推進」の（２）で学校などの関係機関と地域のボランティア団体との連携について強調させた記述に変更した。

【委員の意見】

- ・ 学校教育指導の重点の３－（４）にいじめ問題が新しく記載された。全職員が様々な場面で児童・生徒が発する心のサインを鋭敏にキャッチするという文言は、本当に大事なことだと思う。小学校では担任が、中学校では教科担任が見ている。登校してから下校するまでの子どもの言動を注意してキャッチするのはとても大事なことなので徹底をお願いします。（中谷委員）

- ・ 体罰の問題について、体罰という言葉は出ていないが、５－（１）に児童・生徒に対する深い教育的愛情と鋭敏な人権感覚を持ちとある、これを文言で終わるのではなく実践してほしい。（中谷委員）

- ・ 体罰の問題について、教職員研修を実施する必要がある。（中谷委員）

・相楽地方の教育委員会連絡協議会で述べたが、行政の役割として、いじめ、不登校、児童虐待、体罰については、指導の重点の文言ということではなく、条例の整備が必要と思う。

これらの問題は、実際に学校だけで起こったように見えるが、その前兆は家庭や地域などいろいろなところであると思う。いきなり学校でいじめや体罰が起こったのではなく、普段からいろいろな形で目撃していることが多いと思う。

最終的に、犠牲になった子供の親が学校や教育委員会の対応に納得できないため告訴という形を行使するが、条例があれば条例に基づき気付いたものが親の代わりに告発することもできる。

告発と告訴では負担が大分違うことを知った。せめて相楽地方の木津川市、精華町、東部広域連合で意見交換しながら、そういうことが起こったときに子供たちを守ってやれるような条例の制定に向けての働きかけをしたいと思う。（伊藤委員長）

・学校教育の3－（1）の学校教育全体を通して生命を大切にする心、人を思いやり尊重する心、自然を敬う心など豊かな人間性をはぐくむ「心の教育」の充実を図る、のところで、学校管理職に説明するときには言葉だけではなく、大変な努力が必要なことも伝えてほしい。（伊藤委員長）

・体罰についてはいろいろな受け止め方があるので教職員研修で理解を深める必要がある。言葉だけが先行しないようにする必要がある。（伊藤委員長）

【事務局】

・体罰については、「せいか学びと育ち」のプランで体罰根絶という言葉を入れている。（総括指導主事）

・体罰禁止の通知が何回もあり校長会等でも徹底しているが、今も散見されるので戒める必要があると考えている。（教育長）

【採決】

全員挙手により原案どおり決定

(3) 協議事項

ア 精華町立中学校における学校給食の実施について

【提案説明】（教育部長）

精華町立中学校において学校給食を実施することについて、精華町教育委員会の基本的な方針を決めるため、提案。

【提案概要】（教育部長）

・平成24年8月に設置した精華町子どもの食のあり方懇談会において小・中学校での食育の推進及び中学校給食の実施について検討が行われ、平成25年2月15日付で報告書が提出された。この懇談会の報告内容を踏まえ、教育委員会として中学校給食に関する基本的事項について協議を提案。

精華町立中学校における学校給食の実施に関する基本的事項案

- ①、中学校給食の実施方法。センター方式により3中学校同時に実施する。
- ②、設置場所。3中学校の施設の現状から、現在改築に向け設計を進めている精華中学校の敷地（現校舎跡地）を利用して給食センターを設置する。
- ③、実施年度。精華中学校校舎改築工事の完成後、小・中学校への空調設備設置時期との調整を図りながら進める。

・子どもの食のあり方懇談会の報告書について説明。（学校教育課長）

子供たちを取り巻く食に関する環境ということで、国の食育基本法、現在の小・中学校の状況として朝食欠食、個食、女子生徒の瘦身願望に伴う少食化、あるいは食にかかわる課題、問題等が出ている。中学生は本来一番成長する時期であることから、栄養のバランスのとれた食事が必要である。現在の弁当方式では子供たちに合った食、弁当を保護者の方々がつくっているが、今後、小学校からの食育の継続、中学校から家庭、保護者等へ広げる必要もあるということで、精華町の小・中学校を通じた食育を推進することが重要である。

小・中学校での食育等の取り組みとして、小学校では、栄養教諭等も配置しているため、給食時間等を利用した取り組みや、保護者

への給食便り等の配布などにより食育を推進している。

中学校では、食育を家庭科、保健体育科等の授業や、学校菜園などの栽培、稲作等で取組んでいるが、さらに充実させる必要がある。

小・中学校を通じた食育を推進するためにも中学校給食の実施を考えなければならない。

このような状況から、中学校給食の実施に向けて、懇談会でいろいろな意見があり、学校現場のいろいろな課題等も出された。校時の見直し、生徒指導の問題等いろいろあるが、スムーズな給食の実施に向けて、課題を解消しなければならない状況である。

実施方法については、自校方式、センター方式、親子方式、デリバリー方式の4つについて、メリット、デメリットなど検討された。

給食を実施した利点は、栄養教諭の配置によって食育のさらなる充実が考えられる。中学生に見合った栄養の確保、生徒・家庭・地域での食育の充実が図れると考える。保護者についても、特に就労する保護者の負担軽減が図れ、保護者の時間的な余裕ができることで、これまで朝食を作る時間が無かったため朝食を欠食していた児童・生徒が減少することが期待されるなど、いろいろな点で給食実施におけるメリットが期待できる。

まとめとして、小・中学校で9年間食育を取り組んでいくことで、生涯にわたって健全な食生活を実践できると考えられた。

実施方式は、メリット、デメリットを考えると自校方式が一番望ましいが、センター方式も自校と変わらない状況がある。町の財政的なことも踏まえ、懇談会からはセンター方式が最適であるという報告をいただいた。

このまとめの内容については、今後町の財政状況等も踏まえながら、設置者である町長が責任を持って最終的な方向を出すことになるが、教育委員会として、食のあり方懇談会の報告も踏まえ、教育委員会としての方針を決定していただきたい。

中学校から出ている課題整理や、食育の方策、地域・家庭への啓発の取り組みなど、いろいろな点でまだまだ議論を深める必要がある。そして、そのことが充実していければ活気あるまちづくりになっていくのではないかとまとめられている。

参考資料は、中学校給食実施の方式。4つの方式の中で一番早く実施できる方法はデリバリーだが、対応できる業者があるのかという問題がある。実施までの期間が一番早く、簡単にできるが、それが精華町に合った給食と言えるのかという疑問はある。デリバリーについては、大阪や京都などいろいろなところでも実施されている。弁当との選択方式が多く、利用率も30%にも満たないところがあるなど、いろいろな問題がある。

精華町らしい給食ということで、抽象的な名称を使っているが、今後いろいろな点で精華町らしさというものを考えていかなければならない。

精華町は農業が主体の町でもある。そういう点では、地産地消を推進することが、農業振興にもつながっていく。

伝統行事や伝統食もまだまだ存在しており、それを子供たちに知らせていくのも精華町らしさと考える。

小・中学校で農業体験等を通じて米づくりや野菜づくりをしており、それらを見聞できることも精華町らしさではないか。

小学校では児童自らが給食メニューを考え、その中から献立にして給食に出しているということを聞いている。中学生においても自分たちが給食メニューを創造できるような、土壌をつくる場も必要である。

当然給食への感謝、そこで働いている調理員への感謝と、職業体験も含めたキャリア教育の実践も図れる。

精華中学校ではコミュニティスクール、食生活改善推進員等も中学校にも入っていただいおり、食指導を通じていろいろな連携も深まっていくのではないか。

以上のことを精査しながら、精華町らしさというものを追求していきたいと思っている。

4つの方式を考えた中で、自校方式は、同一敷地内であり、すぐ子供たちに提供できる。調理の状況等も見られ、食育の観点からも一番精華町らしさが出せる最善の方法ではないか。

センター方式は、1カ所で大量調理をすることができ、各学校への配送時間も10分程度で適温提供も可能で3校同時に実施が可能。

調理師の指導のもとにスケールメリットを生かすこともできる点では精華町らしさが出せる方式とも判断する。

初期投資、維持管理、スムーズな運営を考えた場合、自校方式では3校に一つずつ調理室をつくるため、相当な予算も必要で、1校当たり、食数にもよるが2億円前後で、3校で別紙比較表のとおり5億5千万円前後と推察。3校の運営費なども発生。

一方、センター方式は、広い敷地が必要となるが、スケールメリットを生かして一つのセンターで対応でき、施設そのものは約5億円前後と推察。運営費も自校方式よりも若干下がると推察。

敷地の関係では、自校方式は、精華中学校と精華南中学校では現在確保できるが、精華西中学校は、校舎を増設したこともあり、余裕スペースがない状況のため、新たな用地が必要となる。

センター方式では逆に大きな敷地が必要となる。3中学校の現在の状況では、敷地の確保は困難であるが、精華中学校の改築を検討しており、その計画から改築移転後に現在の校舎を取り壊すことから、そこでの敷地確保は可能であると考ええる。

以上のことから、今の精華町が置かれている現状を照らした場合に、センター方式での給食実施が適切であると考ええる。

しかしながら、懇談会から出されている課題、精華中学校の移転後の取り組みになることから、その間の対策やスムーズな運営が行えるよう、さらに検討を深めていく必要がある。

なお、平成23年第4回定例会において、クーラーの早期設置の附帯決議が可決されており、教育環境整備については小・中学校ともいろいろな課題が多いことから、事業執行に当たっては調整が必要であると思っている。

・中学校給食に関する状況について（教育長）

平成23年9月議会で、全会一致で完全給食の実現を求める決議がされた。

中学校給食の早期実施に関する住民の署名運動が行われ、町長及び議長に署名とともに陳情書が提出された。署名は、4,306筆、そのうち精華町有権者による署名が4,070筆と報告を受けている。

陳情書に付帯している早期実施の提案には、4つの方式にとらわれず、例えば親子方式で実施可能なところから実施してはという意見もあった。

議論するに当たり、教育委員会事務局では同じ方式で給食を実施することは必要だと考えているが、署名にある意見についても議論をしていただきたい。（教育長）

【委員の意見】

・自校方式がベストとの考えだが、自校方式ができるのは今のところ精華南中学校で、精華西中学校は場所的な問題がある。精華中学校は可能だが、すぐ校舎改築がありすぐには無理。3中学校が完全に同時期に実施するのは無理ということで、自校方式は難しいと考える。

センター方式は、現在の精華中学校の跡地に計画されているが、跡地以外の場所で、15分から20分程度の移動エリアの中で適する場所はあるのか、その辺はどうなのか。（中谷委員）

・町有地だけを調べた理由は、資金面や運用面の問題か。（中谷委員）

・町有地ではなく、私有地で土地を提供される方はいないのか。（中谷委員）

・仮に他に用地を確保できても、3中学校同時に実施できるのは、財政的には精華中学校の改築ができてからになるのでは。（伊藤委員長）

・最優先は精華中学校の新校舎、耐震化である。（中谷委員）

・デリバリー方式は簡単だが、精華町らしさの一つである地産地消を請負業者ができるのかどうかはわからない。精華町らしさが欠けてしまうのではないか。デリバリー方式は簡単かつ手軽に実施可能だが、精華町らしさから考えると外れる。親子方式については、同時期にできないという点が引っ掛かる。（中谷委員）

・親子方式では、実際の調理作業や調理能力から小学校のメニューと中学校のメニューを分けることができない。中学校は、身体的に成長段階でもあるので、それに合わせたメニューをしようと思うと

独自の調理場が必要。小学校では児童が考えたメニューが給食に出されている。中学校でも家庭科などでメニューを考え給食に生かせるようなことが必要。中学校給食は3食のうちの1食であるが、将来保護者になった時に、それが次の世代に生かされる気がする。そのようなことから、親子方式は確かに施設さえ整えば可能だが、教育という、食育という観点からは少し物足りないので、センター方式か自校方式が良いと思う。自校方式が近々では難しいのならばセンター方式が良い。（中谷委員）

・同じ時期に3校がスタートするのが良い。精華中学校の生徒だけになるが、精華中学校の校舎の跡地にできれば、給食センターが遠いところのものではないので、子供たちが目にしたり、においも来るかもしれないので、そういう面からも精華中学校の跡地にできるのが良いと思う。（大竹委員）

・自校方式が一番良いと思う。給食の時間が近づいてくると給食の良いにおいがする。そういうところから入っていくのも食育だと思う。自校方式が一番良いと思うが、予算の関係や実施時期の関係等を考えると、難しい点があると思う。親子方式は、栄養士が今まで5校のうち3校に配置ということで、あと2校足りない状況で、中学校での食育という観点からどうなるのか疑問がある。アレルギーの問題が言われ、全国的には亡くなられた方もいらっしゃると言われている。小学校と中学校の両方をつくらなければならない中で、そういう点できちっとできるかも心配になる。小学生と中学生の栄養面の違い、特に体形がどんどん変わっていく中で、女子は特に変わってくるので、栄養素も違うものを入れる必要もあり、センター方式が一番現実的だと思う。早期に実施するにはセンター方式が一番良いと思う。（蓑毛委員）

・実施時期が精華中学校の完成後になるため、27年9月から取り壊され、給食センターが完成し、中学校給食が開始されるのは29年4月以降になる。今の中学校での昼食に対するいろいろな不満な点が保護者にあるので、実施までの間、改善策を講じる必要がある。斡旋弁当の利用が少ないこと、精華中学校はパンの販売があるが他の2校はない等について、対応する必要がある。（伊藤委員長）

・給食があるために朝食を食べないという食生活にならないようにすることが大切である。朝食は一番大事な食事であることを、中学校給食を実施するまでの間にきちっと啓発しなければいけない。給食を実施していくことだけでなく、町民の方にも朝食の大切さ、3食は大事なのだということを町の健康推進課とも連携を保ちながら進めていってもらわないといけない。中学校の給食だけが何かピックアップされ、あとは進まないのでは意味がないので、これを契機に町民の体づくりを考えてもらいたい。（中谷委員）

【事務局】

・町有地の未利用地をリストアップして調べたが、適当な場所はなかった。（学校教育課長）

・用地を買収するとなると、財源的な問題があるため町有地の中で特に用途のないところで適当な場所がないかを調べた。未利用地はあるが、給食センターの建設に適した土地はなかった。（学校教育課長）

・私有地は当たっていない。精華町内は、市街化区域か市街化調整区域のため、土地の買収にはかなりの費用がかかると思う。いろいろな条件が出てくると思う（教育部長）

・子どもたちの命を守る点で、学校施設については、耐震化が最重要施策であり、限られた予算の中で精華中学校の改修を現在進めている。財源の関係からも先に耐震化を進め、その後ということになる。（教育部長）

・給食はこれから5年や10年で終わる問題ではないので、10年先、20年先もずっと中学校給食は続けていかなければならない。そういう点では、きちっとした施設を、適当な場所に整備しなければならない。中長期的な展望が必要と思っている。（教育部長）

・親子方式では、親となる小学校各調理室の調理能力から、特に精華台、東光は児童数が多く、特に精華台は能力いっぱいである。人数だけの可能性では山田荘小学校の調理能力と精華南中学校は、近隣でもあるので、親子方式は可能だと思う。ただし、施設の増築、改造、設備の増設等は必要である。他の2校、精華中学

校と精華西中学校は、精北、川西、東光、精華台の4小学校からの配食は、今の児童、生徒数から考えると全く無理である。小学校の給食調理室を増築すればできるが、増築スペースがない状況。今後の人口動態も含めて考えると、精華南中学校だけが可能で、他の2中学校はいつになるか予測がつかない状況。（教育部長）

・給食は大きな事業なので、相当な予算が必要であり、長期的な見通しをしっかりと持って定めていく必要がある。一番理想的なのは自校方式なのだろうが、それはなかなか現実の条件とは合致しない。そういう中で考えるとセンター方式は現実的でもあり、今、現に精華中学校の改築に入っていることから、実現性があると思う。財源的にも、センター方式が最適だと判断している。

ただ、今日の厳しい社会状況の中で、弁当を持って来れない生徒がいるのも事実であり、そのことに対する対応策を考える必要がある。その対応策としてあっせん弁当を始めたが利用は進んでいない状況にある。いろいろな提案もあるので、参考にしながら対応策を考えていく。（教育長）

【採決】

全員挙手により原案どおり決定

（4）教育部からの報告

ア 教育部長

①議会関係について

閉会中の総務教育常任委員会が開催され、精華中学校の改築検討状況の中間報告並びに精華中学校における体罰の概要と精華西中学校の生徒指導状況について報告。

また、2月26日に閉会中の総務教育常任委員会が予定されており、精華西中学校を視察。内容は、食育で中学校給食導入に向けての課題の中で生徒指導関係も出てくるのではないかと考えている。その後、精華中学校で予定しているツイン廊下を見るため、木津南中学校へ視察に行く予定。

2月20日に中学校給食の早期実施の陳情書が町長と議会議長あ

てに提出された。

平成25年3月の第1回定例議会の日程等が決定。

代表質問、一般質問は3月4、5、7、8日。内容については、別紙概要のとおりで、中学校給食、いじめ、体罰等。

最終日は3月27日。

イ 学校教育課長

①第6回精華町教育美術展について

3月20日（水曜日）から24日（日曜日）までの9時から17時まで精華町の交流ホールで開催。各小・中学校、保育所、幼稚園の児童・生徒の作品を展示。

町内児童・生徒の美術作品を展覧し、美術作品を鑑賞することを通して、美術に対する基礎的な能力を育て、豊かな情操を養うこと、地域の人たちにも見ていただいて教育活動や美術教育への理解と充実を図ることを目的で行っている。

②精華中学校校舎検討について

前回、大体のプラン等を示したが、その後の委員会で配置プラン等も変わったので、意見をいただきたい。

2月28日に第5回精華中学校検討委員会の開催を予定している。その中で、防災関係や太陽光等照明の関係についても具体化を図っていきたいと考えている。

前回の教育委員会で意見をいただいた図書館の配置や特別支援教室の配置について、検討委員会に諮り、反映した。

ウ 総括指導主事

①平成25年度「せいか学びと育ち」プランについて

学校教育指導の重点、社会教育の指導の重点を踏まえ、精華町教育委員会が行うソフト事業をまとめた。

平成24年度、25年度の比較表で説明。

平成24年度「せいか学びと育ち」プラン'12というタイトルで出していたが、住民の方からプラン'12ということで、11、10、9、8、7、6はどこにあるのかという質問があり、これ

は2012年のことだといったところ、わかりにくいという指摘があり元号表記で平成25年度「せいか学びと育ち」プランと直している。

No1の大きな3番、「もうすぐ1年生」の箇所について、昨年度まで「もうすぐ1年生」体験入学事業の拡充として、今年度3校実施したが、来年度は全小学校で行う予定となっていることから、「拡充と充実」という文言に変更した。

No2では、1番で精華町子ども祭りが11回目になるので、その変更と、2番の人権教育の推進で、体罰のことについて「体罰根絶に向けた教職員の認識の深化と学校組織の点検」という文言を加えている。7番で「子どもの食のあり方についての懇談会」の開催を、「中学校給食実施に向けての取組の推進」という文言に変更した。

No.3の4番、「関係諸機関と連携した柔道指導者の研修等の推進」を柔道指導者だけには限らないということで、「連携した研修等」に変更した。

一番最後、家庭・地域社会との教育力というところの1番の2つ目。「PTAと連携した「教育フォーラム」の開催」と教育フォーラムに限った書き方をしていたが、「講演会等」ということで、いろいろな取り組みができるような形に文言を変更した。

②生徒指導に関わる報告について

個々の具体的な事象については、個人情報に関する内容であり、精華町教育委員会会議規則第16条の規定により非公開とすることができるとため会議に諮られ、「異議なし」としてこの件については非公開となった。

エ 生涯学習課長

①精華町民文化賞・精華町民スポーツ賞について

文化、スポーツに関してすぐれた成績をおさめられた方、頑張った方をたたえ、それをもってその周りにいる人たちにも刺激になって、それぞれの分野で活動を進めていただくという思いで賞を設けている。

2月15日に募集を開始、締め切りは3月13日。その締め切りをもって、選考委員会を開き、それぞれの賞を決めていく予定。

(5) その他

①1月から2月に受け付けた教育委員会後援事業の報告は、総数8件、学校教育課関係は0件、生涯学習課関係が8件、うち社会教育係関係が4件、図書係は1件、体育係関係は3件。

(6) 教育部からの諸報告

ア 3月の行事予定について。

(7) 閉会

委員長が第2回教育委員会の閉会を宣言。